

令和 7 年 9 月 5 日招集

令和 7 年大船渡市議会第 3 回定例会議案

大 船 渡 市

番 号	件 名
報告第 1 号	放棄した債権の報告について
認定第 1 号	令和 6 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算の認定について
認定第 2 号	令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 3 号	令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 4 号	令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 5 号	令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
認定第 6 号	令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 7 号	令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出決算の認定について
認定第 8 号	令和 6 年度大船渡市下水道事業会計決算の認定について
認定第 9 号	令和 6 年度大船渡市水道事業会計決算の認定について
議案第 1 号	大船渡市議会議員及び大船渡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 2 号	大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 3 号	大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 4 号	甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 5 号	大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
議案第 6 号	令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて
議案第 7 号	令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて
議案第 8 号	令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて
議案第 9 号	令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて
議案第 10 号	令和 7 年度大船渡市水道事業会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

番 号	件 名
議案第11号	大船渡市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

報告第 1 号

放棄した債権の報告について

大船渡市債権管理条例（令和 5 年大船渡市条例第 1 号）第 13 条第 1 項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

1 放棄した債権の内容

債権の名称	人数 (人)	件数 (件)	金額 (円)	放棄事由 (適用号)	所管部署
福祉医療資金貸付金	2	3	11,740	消滅時効 (第3号)	市民生活部 国保医療課
小計	2	3	11,740		
学校給食費	1	4	22,000	生活困窮 (第1号)	教育委員会事務局 北部学校給食センター
小計	1	4	22,000		
水道料金	8	52	500,494	破産免責等 (第2号)	上下水道部 水道課
	7	46	64,588	消滅時効 (第3号)	
	12	103	214,589	相続人不存在 (第5号)	
小計	27	201	779,671		
合計	30	208	813,411		

2 債権を放棄した日 令和7年3月31日

認定第 1 号

令和 6 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市一般会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 瀧 上 清

認定第 2 号

令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市魚市場事業特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 3 号

令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入
歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 4 号

令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 5 号

令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 6 号

令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算
の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 7 号

令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出
決算の認定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 233条第 3 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市国民健康保険特別会計（診療施設勘定）歳入歳出決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 8 号

令和 6 年度大船渡市下水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市下水道事業会計決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

認定第 9 号

令和 6 年度大船渡市水道事業会計決算の認定について

地方公営企業法（昭和27年法律第 292号）第30条第 4 項の規定により、別冊のとおり令和 6 年度大船渡市水道事業会計決算を監査委員の意見を付け、議会の認定に付します。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 瀧 上 清

議案第 1 号

大船渡市議会議員及び大船渡市長の選挙における選挙運動用自動車の
使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正
する条例について

大船渡市議会議員及び大船渡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並び
にビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例を別紙のと
おり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第
1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 湊 上 清

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、大船渡市議会議員及び大船渡市長の選挙
におけるビラ及びポスターの作成の公営に要する経費の限度額を引き上げようと
するものです。

大船渡市議会議員及び大船渡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市議会議員及び大船渡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例（平成7年大船渡市条例第14号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（ビラの作成の公営） 第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （ビラの作成における公費の支払） 第8条 大船渡市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （ポスターの作成の公営） 第9条 候補者は、<u>541円31銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。	（ビラの作成の公営） 第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数（当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数）を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。 （ビラの作成における公費の支払） 第8条 大船渡市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第6条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対し支払う。 （ポスターの作成の公営） 第9条 候補者は、<u>586円88銭</u>に当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数を乗じて得た金額に316,250円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。以下「単価の限度額」という。）にポスターの作成枚数（当該作成枚数が、当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数に相当する数を超える場合には、当該相当する数）を乗じて得た金額の範囲内で、ポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 号(大船渡市議会議員及び大船渡市長の選挙における選挙運動用自動車の使用並びにビラ及びポスターの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第 6 条	ビラを公営により無料で作成することができる金額の限度額を算定する際の 1 枚当たりの単価を、7 円 73 銭から 8 円 38 銭に引き上げることを定めるものである。
第 8 条	ビラの作成における公費を支払う際の 1 枚当たりの作成単価の限度額を、7 円 73 銭から 8 円 38 銭に引き上げることを定めるものである。
第 9 条	ポスターを公営により無料で作成することができる金額の限度額を算定する際の 1 枚当たりの単価を 541 円 31 銭から 586 円 88 銭に引き上げることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を公布の日とするものである。

議案第 2 号

大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する
条例について

大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例を
別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条
第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

国の例に準じて、職員から妊娠、出産等の申出があった場合に任命権者が講じ
なければならない措置等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成12年大船渡市条例第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の2第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 〔略〕 (規則への委任) 第18条 〔略〕	(介護休暇) 第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。））、父母、子、配偶者の父母その他規則で定める者（<u>第18条の3第1項</u>において「配偶者等」という。））で負傷、疾病又は老齢により規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が、規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。 2～3 〔略〕 (規則への委任) 第18条 〔略〕 <u>(妊娠、出産等についての申出をした職員等に対する意向確認等)</u> <u>第18条の2 任命権者は、大船渡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大船渡市条例第2号）第21条第1項の措置を講ずるに当たっては、同条の規定による申出をした職員（以下この項において「申出職員」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> <u>(1) 申出職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> <u>(2) 出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出（以下「請求等」という。）に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>(3) 大船渡市職員の育児休業等に関する条例第21条の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出職員の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職</u>

改正前	改正後
(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の2</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の3</u> [略]	<u>業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出職員の意向を確認するための措置</u> <u>2 任命権者は、3歳に満たない子を養育する職員（以下この項において「対象職員」という。）に対して、規則で定める期間内に、次に掲げる措置を講じなければならない。</u> (1) <u>対象職員の仕事と育児との両立に資する制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u> (2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> (3) <u>対象職員の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象職員の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象職員の意向を確認するための措置</u> <u>3 任命権者は、第1項第3号又は前項第3号の規定により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u> (配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等) <u>第18条の3</u> 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の請求等に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。 2 [略] (勤務環境の整備に関する措置) <u>第18条の4</u> [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- この条例は、令和7年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 任命権者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、この条例による改正後の大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第18条の2第2項の規定の例により、同項各号に掲げる措置を講ずることができる。この場合において、その講じられた措置は、施行日以後は、同項の規定により講じられたものとみなす。

議案第2号(大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第16条	文言を整理するものである。
第18条の2	妊娠、出産等についての申出をした職員等に対し、出生時両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る意向確認を行うこと等を定めるものである。
第18条の3	条項及び文言を整理するものである。
第18条の4	条項を整理するものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和7年10月1日とし、ただし、附則第2項の規定は、公布の日とするものである。
第2項	令和7年10月1日前においても、3歳に満たない子を養育する職員に対し、育児期両立支援制度等の請求、申告又は申出に係る意向確認等の措置を講ずることができること等を定めるものである。

議案第 3 号

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり
制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号
の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、部分休業の拡充等に関し、所要の規定の整備をしようとするものです。

大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
大船渡市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大船渡市条例第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 （1）〔略〕 （2）勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（次条において「定年前再任用短時間勤務職員」という。）を除く。） （部分休業の承認） 第18条 部分休業（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認は、大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間（非常勤職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。以下この条において同じ。）にあっては、当該非常勤職員について定められた勤務時間）の始め又は終わりにおいて、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を	（部分休業をすることができない職員） 第17条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次のとおりとする。 （1）〔略〕 （2）勤務日の日数を考慮して規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員（地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。次条において同じ。） （第1号部分休業の承認） 第18条 育児休業法第19条第2項第1号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第1号部分休業」という。）の承認は、30分を単位として行うものとする。 2 労働基準法第67条の規定による育児時間（以下「育児時間」という。）又は大船渡市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない職員（非常勤職員を除く。）に対する第1号部分休業の承認については、1日につき2時間から当該育児時間又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間を減じた時間を超えない範囲内で行うものとする。 3 非常勤職員に対する第1号部分休業の承認については、1日につき、当該非常勤職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分を減じた時間を超えない範囲内で（当該非常勤職員が育児時間又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）第61条の2第20項の規定による介護をするための時間（以下「介護をするための時間」という。）の承認を受けて勤務しない場合）にあっては、当該時間を超えない範囲内で、かつ、2時間から当該育児時間又は当該介護をするための時間の承認を受けて勤務しない時間を減

改正前	改正後
超えない範囲内で) 行うものとする。	じた時間を超えない範囲内で) 行うものとする。 <u>(第2号部分休業の承認)</u> <u>第18条の2 育児休業法第19条第2項第2号に掲げる範囲内で請求する同条第1項に規定する部分休業（以下「第2号部分休業」という。）の承認は、1時間を単位として行うものとする。ただし、次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に定める時間数の第2号部分休業を承認することができる。</u> <u>(1) 1回の勤務に係る日ごとの勤務時間に分を単位とした時間がある場合であって、当該勤務時間の全てについて承認の請求があったとき 当該勤務時間の時間数</u> <u>(2) 第2号部分休業の残時間数に1時間未満の端数がある場合であって、当該残時間数の全てについて承認の請求があったとき 当該残時間数</u> <u>(部分休業の請求の申出に係る1年の期間)</u> <u>第18条の3 育児休業法第19条第2項の条例で定める1年の期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</u> <u>(第2号部分休業の上限時間)</u> <u>第18条の4 育児休業法第19条第2項第2号の条例で定める時間は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める時間とする。</u> <u>(1) 非常勤職員以外の職員 77時間30分</u> <u>(2) 非常勤職員 当該非常勤職員の勤務日1日当たりの勤務時間数に10を乗じて得た時間</u> <u>(部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情)</u> <u>第18条の5 育児休業法第19条第3項の条例で定める特別の事情は、配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の同条第2項の規定による申出時に予測することができなかつた事実が生じたことにより同条第3項の規定による変更（第20条において「第3項変更」</u>

改正前	改正後
(部分休業している職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>第13条の規定は、部分休業について準用する。</u>	<u>という。)をしなければ同項の職員の小学校就学の始期に達するまでの子の養育に著しい支障が生じると任命権者が認める事情とする。</u> (部分休業している職員の給与の取扱い) 第19条 職員が<u>第1号部分休業又は第2号部分休業</u>の承認を受けて勤務しない場合には、給与条例第12条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給与条例第17条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。 (部分休業の承認の取消事由) 第20条 <u>育児休業法第19条第6項において準用する育児休業法第5条第2項の条例で定める事由は、職員が第3項変更をしたときとする。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）第19条第1項の規定により、同条第2項第2号に掲げる範囲内において、この条例の施行の日から令和8年3月31日までの間における同条第1項に規定する部分休業の承認の請求をする場合におけるこの条例による改正後の大船渡市職員の育児休業等に関する条例第18条の4の規定の適用については、同条第1号中「77時間30分」とあるのは「38時間45分」と、同条第2号中「10」とあるのは「5」とする。

(大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 3 大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和63年大船渡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(給与の減額) 第17条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の一部（2時間を超えない範囲内の時間に限る。）を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市	(給与の減額) 第17条 [略] 2 職員が部分休業（当該職員がその小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。）第2条第1項に規定する子をいう。）を養育するため1日の勤務時間の<u>全部又は一部（1日につき2時間を超えない範囲内又は1年につき市長が指定する時間を超えない範囲内の時間に限る。）</u>を勤務しないことをいう。）、介護休暇（当該職員が要介護者（配偶者、父母、

改正前	改正後
長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市長が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、市長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 3 [略]	子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市長が、その定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、指定する期間内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)又は介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、市長が指定する期間内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額した給与を支給する。 3 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

議案第 3 号(大船渡市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第17条	非常勤職員の部分休業の取得要件から、勤務日ごとの勤務時間の要件を削ること等を定めるものである。
第18条	1 日につき 2 時間を超えない範囲内で取得できる第 1 号部分休業の承認について定めるものである。
第18条の 2	1 年につき10日を超えない範囲内で取得できる第 2 号部分休業の承認について定めるものである。
第18条の 3	部分休業の請求の申出に係る 1 年の期間を毎年 4 月 1 日から翌年 3 月31日までとするものである。
第18条の 4	第 2 号部分休業の上限時間を 1 年につき10日とするものである。
第18条の 5	部分休業の請求に係る申出の内容を変更することができる特別の事情を定めるものである。
第19条	文言を整理するものである。
第20条	部分休業の承認の取消事由を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第 1 項	この条例の施行期日を令和 7 年10月 1 日とするものである。
第 2 項	令和 7 年10月 1 日から令和 8 年 3 月31日までの間における第 2 号部分休業の上限時間を 5 日とする経過措置を定めるものである。
第 3 項	大船渡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正し、文言を整理するものである。

議案第 4 号

甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例について

甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

施設の利用に係る料金を指定管理者に収入として収受させるため、所要の規定の整備をするとともに、宿泊施設等の料金を見直し、改定しようとするものです。

甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例
甫嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例（令和２年大船渡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

改正前

(使用料)

第7条 使用者は、許可と同時に別表に掲げる使用料を納付しなければならない。

(使用料の減免)

第8条 市長は、公益上特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(使用料の不還付)

第9条 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、使用料の全部又は一部を還付することができる。

別表（第7条関係）

区分		使用時間	単位	使用料
宿泊施設	宿泊	午後3時から翌日午前10時まで	1人につき	2,500円
	一時使用	午前10時から午後3時まで	1人につき1時間までごとに	250円
[略]				

備考

1～2 [略]

3 宿泊施設の宿泊の使用時間を超えて使用する場合は、この表に掲げる一時使用の使用料を宿泊の使用料に加算する。ただし、2泊以上連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除く宿泊の使用時間を超えた使用については、一時使用の使用料を徴収しない。

改正後

(利用料金)

第7条 使用者は、許可と同時にセンターの利用に係る料金（消費税及び地方消費税を含む。以下「利用料金」という。）を納付しなければならない。

2 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内で指定管理者が定める。この場合において、指定管理者は、あらかじめ、当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。

3 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、公益上特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

(利用料金の不還付)

第9条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

別表（第7条関係）

区分		使用時間	単位	利用料金の上限額
宿泊施設	宿泊	午後3時から翌日午前10時まで	1人につき	5,000円
	一時使用	午前10時から午後3時まで	1人につき1時間までごとに	500円
[略]				

備考

1～2 [略]

3 宿泊施設の宿泊の使用時間を超えて使用する場合は、一時使用の利用料金を宿泊の利用料金に加算する。ただし、2泊以上連続して宿泊する場合は、到着日及び出発日を除く宿泊の使用時間を超えた使用については、一時使用の利用料金を徴収しない。

改正前	改正後
4 宿泊施設の未就学児の<u>使用料</u>は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合は、<u>この表に掲げる宿泊の使用料</u>を徴収する。 5 体育館の<u>使用料</u>は、個人の区分における<u>使用料</u>の合計額と団体の区分における<u>使用料</u>の額を比較し、いずれか低い額の区分を適用する。 6 多目的利用スペース、オープンキッチン及び体育館について、備考1の規定により<u>この表に掲げる使用時間外に使用する</u>場合の1時間までごとの<u>使用料</u>は、<u>この表に掲げるそれぞれの施設の1時間までごとの使用料</u>とする。 7 貸しオフィスの使用期間が1月に満たない場合の<u>使用料</u>は、<u>この表に掲げる1月の使用料</u>を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とし、算出した<u>使用料</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 8 貸しオフィスの使用に係る光熱水費は、別に実費を徴収することができる。	4 宿泊施設の未就学児の<u>利用料金</u>は、無料とする。ただし、独立して寝具を使用する場合は、<u>宿泊の利用料金</u>を徴収する。 5 体育館の<u>利用料金</u>は、個人の区分における<u>利用料金</u>の合計額と団体の区分における<u>利用料金</u>の額を比較し、いずれか低い額の区分を適用する。 6 多目的利用スペース、オープンキッチン及び体育館について、備考1の規定により使用時間外に使用する場合の1時間までごとの<u>利用料金</u>は、それぞれの施設の1時間までごとの<u>利用料金</u>とする。 7 貸しオフィスの使用期間が1月に満たない場合の<u>利用料金</u>は、1月の<u>利用料金</u>を当該月の現日数で除して得た額に使用日数を乗じて得た額とし、算出した<u>利用料金</u>に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 8 貸しオフィス及び体育館の使用に係る光熱水費は、別に実費を徴収することができる。
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

議案第4号(甬嶺復興交流推進センター設置管理に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第7条	指定管理者が収受する利用料金について定めるものである。
第8条	利用料金の減免について定めるものである。
第9条	利用料金の不還付について定めるものである。
別表	使用料を、利用料金の上限額に改めるとともに、宿泊施設に宿泊する場合は、5,000円とすること等を定めるものである。

2 附則

条 項	要 旨
第1項	この条例の施行期日を令和8年4月1日とするものである。
第2項	改正後の別表の規定は、令和8年4月1日以後の使用に係る利用料金に適用することを定めるものである。

議案第 5 号

大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を
改正する条例について

大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する
条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）
第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

提案理由

機能別消防団員制度及び休団制度を導入するため、所要の規定の整備をしよう
とするものです。

大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例
 大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例（昭和41年大船渡市条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
（通則） 第1条 [略]	（通則） 第1条 [略]
	（種類） <u>第1条の2 団員の種類は、次に掲げるとおりとする。</u> <u>（1） 基本消防団員（次号に掲げる機能別消防団員以外の団員をいう。以下同じ。）</u> <u>（2） 機能別消防団員（規則で定める特定の職務に従事する団員をいう。以下同じ。）</u> <u>2 機能別消防団員は、従事する職務の内容に応じ、次のとおり区分する。</u> <u>（1） 災害活動団員</u> <u>（2） 活動支援団員</u>
（定員） 第2条 団員の定員は、766人とする。	（定員） 第2条 団員の定員は、766人とし、次の各号に掲げる団員の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。 <u>（1） 基本消防団員 646人</u> <u>（2） 機能別消防団員 120人</u> <u>2 消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令（昭和31年政令第346号。次項において「施行令」という。）第4条第1項第1号の条例定員は、基本消防団員及び機能別消防団員の定員とする。</u> <u>3 施行令第4条第3項の条例定員は、基本消防団員の定員とする。</u>
（任用） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。 （1） [略] （2） <u>年齢18歳以上の者</u>	（任用） 第3条 消防団長（以下「団長」という。）は、消防団の推薦に基づき市長が、その他の団員は団長が、次に掲げる資格を有する者のうちから市長の承認を得て任用する。 （1） [略] （2） 18歳以上の者

改正前	改正後
(3) [略]	(3) [略]
	(4) <u>第1条の2第2項第1号の災害活動団員にあつては、前3号に規定するもののほか、基本消防団員又は消防職員として5年以上の経験を有する者に限るものとする。</u>
	(定年)
	<u>第3条の2 機能別消防団員の定年は、70歳とし、定年に達した日以後における最初の3月31日に退職する。</u>
第7条 [略]	第7条 [略]
	(休団)
	<u>第7条の2 育児、介護その他長期間消防団活動に従事することができない理由がある団員は、3年を超えない範囲内で、団員の身分を有したまま活動を休止（以下「休団」という。）することができる。</u>
	<u>2 団員は、休団をしようとするときは、あらかじめ文書をもって任命権者に願い出て、その承認を受けなければならない。休団をしている団員が職務に復帰しようとするときも、同様とする。</u>
	<u>3 休団をしている団員が職務に復帰するときの階級は、休団をした日に当該団員が属していた階級とする。</u>
	<u>4 第12条の規定にかかわらず、休団をしている団員には、その休団している期間の報酬を支給しない。</u>
	<u>5 休団している期間は、第15条に規定する退職報償金の支給の算定の基礎となる勤務年数に算入しないものとする。</u>
(報酬)	(報酬)
第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とし、別表に掲げる額を支給する。	第12条 団員の報酬は、年額報酬及び出勤報酬とし、別表に掲げる額を支給する。 <u>ただし、第1条の2第2項第2号の活動支援団員にあつては、年額報酬を支給しない。</u>
2～3 [略]	2～3 [略]

改正前					改正後																																																
(退職報償金) 第15条 団員が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給する。 2 [略] 別表（第12条関係） <table><tr><td colspan="3">区分</td><td colspan="2">報酬の額</td></tr><tr><td rowspan="3">年額報酬</td><td rowspan="3">階級</td><td>団長</td><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td>団員</td><td>[略]</td></tr><tr><td>出動報酬</td><td colspan="4">[略]</td></tr></table>					区分			報酬の額		年額報酬	階級	団長	[略]		[略]		団員	[略]	出動報酬	[略]				(退職報償金) 第15条 団員（機能別消防団員を除く。）が退職した場合においては、その者（死亡による退職の場合にはその者の遺族）に退職報償金を支給する。 2 [略] 別表（第12条関係） <table><tr><td colspan="4">区分</td><td colspan="1">報酬の額</td></tr><tr><td rowspan="3">年額報酬</td><td rowspan="3">階級</td><td rowspan="2">基本消防団員</td><td>団長</td><td>[略]</td></tr><tr><td colspan="2">[略]</td></tr><tr><td></td><td>団員</td><td>[略]</td></tr><tr><td></td><td></td><td>機能別消防団員</td><td>災害活動団員</td><td>年額 12,000円</td></tr><tr><td>出動報酬</td><td colspan="4">[略]</td></tr></table>					区分				報酬の額	年額報酬	階級	基本消防団員	団長	[略]	[略]			団員	[略]			機能別消防団員	災害活動団員	年額 12,000円	出動報酬	[略]			
区分			報酬の額																																																		
年額報酬	階級	団長	[略]																																																		
		[略]																																																			
		団員	[略]																																																		
出動報酬	[略]																																																				
区分				報酬の額																																																	
年額報酬	階級	基本消防団員	団長	[略]																																																	
			[略]																																																		
			団員	[略]																																																	
		機能別消防団員	災害活動団員	年額 12,000円																																																	
出動報酬	[略]																																																				
備考 改正部分は、下線の部分である。																																																					

附 則
この条例は、令和7年10月1日から施行する。

議案第5号(大船渡市消防団員の定員、任免、報酬、服務等に関する条例の一部を改正する条例)説明要旨

1 本則

条 項	要 旨
第1条の2	消防団員の種類を基本消防団員及び機能別消防団員とし、従事する職務の内容に応じ、機能別消防団員を災害活動団員と活動支援団員に区分することを定めるものである。
第2条	消防団員の種類に応じた定員等を定めるものである。
第3条	災害活動団員の任用条件等を定めるものである。
第3条の2	機能別消防団員の定年について定めるものである。
第7条の2	育児、介護等の長期間消防団活動に従事することができない理由がある団員の休団について定めるものである。
第12条	活動支援団員に年額報酬を支給しないことを定めるものである。
第15条	機能別消防団員に退職報償金を支給しないことを定めるものである。
別表	災害活動団員の年額報酬の額を12,000円にすることを定めるものである。

2 附則

この条例の施行期日を令和7年10月1日とするものである。

議案第 6 号

令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 6 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市一般会計補正予算（第 6 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 7 号

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第

1 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 8 号

令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 218 条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第 9 号

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を定めることについて

令和 7 年度大船渡市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）を別冊のとおり定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第 218条第 1 項の規定により、議会の議決を求めます。

令和 7 年 9 月 5 日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第10号

令和7年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を定めることについて

令和7年度大船渡市水道事業会計補正予算（第1号）を別冊のとおり定めることについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

令和7年9月5日提出

大船渡市長 渕 上 清

議案第11号

大船渡市教育委員会委員の任命に関し同意を求めることについて

下記の者を大船渡市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第 162号)第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

令和7年9月5日提出

大船渡市長 渕 上 清

記

住 所 大船渡市三陸町越喜来字浪板224番地20

氏 名 清 水 恵 子

生年月日 昭和50年5月6日

学歴

平成12年 3 月 東北大学大学院農学研究科資源生物科学専攻博士課程前期修了

経歴

平成17年 4 月

┆

釜石市立双葉小学校学級サポート職員

平成18年 3 月

平成18年 5 月

┆

岩手県釜石地方振興局土木部臨時職員

平成18年 9 月

平成18年10月

株式会社海洋バイオテクノロジー研究所入社

平成20年 3 月

株式会社海洋バイオテクノロジー研究所退職

平成20年 4 月

北里大学海洋バイオテクノロジー釜石研究所研究員

平成25年 4 月

北里大学感染制御研究機構釜石研究所研究員

平成27年 2 月

北里大学海洋生命科学部附属三陸臨海教育研究センター助手（現在に至る）

令和 2 年 7 月

┆

大船渡市総合計画審議会委員

令和 4 年 7 月

令和 3 年10月

大船渡市教育委員会委員（現在に至る）

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（組織）

第3条 教育委員会は、教育長及び4人の委員をもつて組織する。ただし、条例で定めるところにより、都道府県若しくは市又は地方公共団体の組合のうち都道府県若しくは市が加入するものの教育委員会にあつては教育長及び5人以上の委員、町村又は地方公共団体の組合のうち町村のみが加入するものの教育委員会にあつては教育長及び2人以上の委員をもつて組織することができる。

（任命）

第4条

2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。

4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。

5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようにしなければならない。

（任期）

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育長及び委員は、再任されることができる。